鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第41号

鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取市条例第2号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び 第5項」に改める。

第19条第1号中「育児短時間勤務又は」を削り、同条第2号中「及び勤務日ご との勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、 「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。 第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第 1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間 を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それ ぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月 1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準 として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の市長が定める勤務日1日当たりの勤務時間数 に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が 負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の 規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に 改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の 条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成3年鳥取市条例第 1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の鳥取市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。